

宮子町・稲荷町内の一部地域における濁り水による減免について

1. 濁り水の状況

- (1) 濁水発生日時 令和5年6月19日(月) 午後3時00分頃
- (2) 濁水発生地域 宮子町・稲荷町内の一部地域
- (3) 濁水原因 消火活動の影響による
- (4) 対応 付近消火栓での捨水作業及び応急給水対応

2. 減免対応について

【対象地域】 宮子町・稲荷町地内の一部地域(別紙のとおり)

【減免水量】 放水相当量の2 m³を減免

【減免対象】 令和5年7月検針分の使用水量から減免

上下水道使用量のお知らせ(検針票)には、濁り水が減免されていない使用水量と請求金額が記載されていますが、請求時に2 m³減免して請求させていただきます。

【減免方法】 減免には申請が必要です。対象地域内で濁り水がきれいになるまで放水していただいた方は、7月28日までに上下水道局総務課料金係宛に申請くださるようお願いいたします。

※ 対象地域外にお住まいの方でも濁り水の影響があった場合には、上下水道局総務課料金係(0270-30-1272)まで連絡をお願いします。

R5.6.19宮子町・稲荷町地内消火活動に伴い濁水が発生したと思われる想定範囲

